

北監第24号
令和4年8月5日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

行政監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

担当監査委員氏名

横山治・井野勝巳

対象事項及び範囲

- ・健康推進課が行っている業務の内容と成果について
- ・会計年度任用職員を含めた職員人員配置と業務内容について

実施日

令和4年10月5日（水）午前9時30分

実施場所

北方町役場 3階 委員会室

基本方針・着眼点

- ・健康推進課の業務内容と、それを行う会計年度任用職員を含めた各職員の業務内容の検証。
- ・地域包括支援センターを町が運営していることのメリットと課題。
- ・新型コロナワクチン接種業務を含めた保健業務の検証。
- ・健康推進課で行った契約と収入、支出についての確認。など

提出資料（各3部）

- ・健康推進課の業務内容についての資料
- ・会計年度任用職員を含めた職員の名簿と各職員の詳細な業務内容
- ・令和3年度に行った契約一覧（契約書については当日確認）
- ・その他（ワクチン接種業務等）説明に必要な資料

出席依頼者氏名

- ・健康推進課長、担当職員

北監第32号
令和4年10月19日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

行政監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

健康推進課が行っている業務の内容と成果について
会計年度任用職員を含めた職員人員配置と業務内容について

(2) 監査の目的

健康推進課の業務内容と、それを行う会計年度任用職員を含めた各職員の業務内容の検証

(3) 監査の対象

健康推進課

(4) 監査実施日

令和4年10月5日（水）

(5) 監査の方法・手段

対象事項について、関係職員から書類の提出を求めるとともに、必要に応じて説明を聴取して実施。

2 監査の結果

監査の目的に基づき、担当職員より説明を受け関係書類を確認したところ、健康推進課の人員について及び委託業務については概ね適正であると認める。特に、女性職員が多く占めほとんどが資格のいる業種でもあることから職員の確保について苦労している状況であること、新型コロナ感染症の対応もしていること、対象であるお年寄りの方が年々増えていること、相談の内容が複雑化していることなど、課題も多いことが理解できた。人事、財政担当課と共に認識を持って対応していってもらいたい。

また、地域包括支援センターを町が直営で行っているメリットも概ね理解できたが、監査意見書に述べる事項について検討する必要があると考える。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横山治

令和4年10月5日に、地方自治法第199条第2項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

1. 地域包括支援センター事業について

今回の監査において、地域包括支援センターが行っている業務が複雑化していく普通の感覚ではたいへん理解しづらいことがわかった。また、地域、ひいては一般の住民に協力してもらわなければできないような、デリケートで難しい内容もあり、推進していくには多くの労力が必要であると思われる。こうした中でも、事業を行うにあたっては対象となる住民の数や家庭環境、健康状態などを正確に把握し、数値（データ）として持つ必要があると考える。それを事業の基礎資料として、事業の進め方や規模、新規事業の発展にもつながると思われる。当然日々変化していくことであり、ケアマネジャーなどの現場へ負担がかかるることは承知するが、正確なデータを持つことによってさらに有効な施策へつながると考える次第である。

また、説明にもあった地域支援事業の社会保障充実分などについて、多くの方に知っていただくため、啓発について考慮してもらいたい。多くの方は介護保険のことをよく知らないと思われる中で、将来自分の親や自分自身が介護保険を利用する時の一助となりえるからである。もちろん、講習会などにもより多くの参加者に来ていただくことが望ましいのは言うまでもない。

最後になるが、それぞれの事業において目標となる数値を設定することも大切なことである。人を相手にする仕事であり難しいこともあると思われるが、数値の可視化、目標の設定を念頭に置きながら、日々業務に励んでもらいたい。